

I 研究の背景

1 知的障がい教育における授業づくりに関する国及び道の動向

(1) 育成を目指す資質・能力の三つの柱

平成29年、30年、31年に改訂された学習指導要領においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自らの可能性を発揮しながらよりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるよう、これまで学校教育が長年育成を目指してきた「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理された。知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等（以下、「知的障がいの各教科等」という。）においても、各教科等の目標や内容が育成を目指す資質・能力の三つの柱に整理されるとともに、中学部に二つの段階が新設され、段階ごとの目標や内容が示されるなど充実が図られた。

(2) 知的障がい教育における教育課程の現状と課題

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育部会が報告した「特別支援教育部会における審議の取りまとめ¹」（以下、「審議の取りまとめ」という。）では、知的障がい者である子どもたちに対する教育課程の現状と課題として、知的障がいの学習上の特性や一人一人の知的障がいの状態や経験等に応じて生活に結びついた具体的な指導内容の設定や実際の学習活動の継続的な実施により、身に付いた知識や技能等が卒業後の自立と社会参加に生かされている一方で、各教科の目標が十分に意識されずに指導や評価が行われている場合があることが指摘されている。これらの改善・充実の方向性として、知的障がいのある子どもたちが、将来、自立して社会に参画していくためには今回の学習指導要領の改訂の考え方の中で示されている、育成を目指す資質・能力の三つの柱を踏まえながら、自ら考え、判断し、意思を表明したり、表明しようとする意欲を育成したりすることが重要であり、小・中学部、高等部の各部段階を通して育成していくことが必要であると述べている。

また、審議の取りまとめでは、指導計画の作成と内容の取扱いにおいても、知的障がいの各教科等の指導は、将来の生活に必要な豊かな「見方・考え方」を育む機会であり、子どもたちの日常生活に直接つながる学習活動のみにとどまらず、子どもたちの将来の自立や社会参加に向けて必要な資質・能力を育成する視点から指導計画を立てることが重要であることが述べられている。

(3) 本道における知的障がい教育の現状

本道の知的障がい特別支援学校に在籍する児童生徒は、平成30年度（2018年度）4,813名から令和6年度（2024年度）5,094名へと増加している。また、在籍する児童生徒の中には、自閉症を併せ有する児童生徒のほか、行動障がいや知的障がい以外の障がいを重複する児童生徒、医療的ケアが必要な児童生徒など、多様な実態の児童生徒が在籍している。

¹ 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（2016）「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」

このような中、北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）が策定した「特別支援教育に関する基本方針²」では、「知的障がい特別支援学校の各教科等の目標や内容、各段階のつながり及び小・中学校等の各教科等との学びの連続性を踏まえた、個別の指導計画の活用による各教科等の指導の充実」が課題として示されている。

(4) 先行研究等からみえる授業づくりの現状と課題

ア 知的障がいの特性に応じた授業づくり

国立特別支援教育総合研究所（以下、「N I S E」という。）がまとめた「【基幹研究】知的障害教育における『育成すべき資質・能力』を踏まえた教育課程編成の在り方³」（以下、「特教研B-310」という。）では、知的障がい特別支援学校の現状と課題について、以下のように述べている。

- ・知的障害教育では、これまで「育てたい力」を基に教育課程編成を考えてきたが、今後、新しい時代を生きる上で必要となる資質・能力を踏まえ、これまで掲げてきた「育てたい力」をどう見直していくのかが課題となる。
- ・活動のみを重視した計画を立てたり、育てたい力が曖昧であったりすると、生活上の課題を達成するような文脈のある活動にならなかったり、活動の中で、領域や教科の内容を習得することができないような取組になってしまったりする。

また、同研究所がまとめた「【障害種別特定研究】知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究⁴」（以下、「特教研B-381」という。）の中では、実際の指導において学習目標の設定とその評価の重要性を指摘するとともに、授業づくりの課題について以下のように述べている。

これまで知的障害のある児童生徒の教育では、障害特性に配慮した教育的な対応を取りながら学習活動が行われてきた。この教育的な対応は、児童生徒の障害の状態が多様なことから、実態把握を十分に行った上で、一人一人の障害の実態に応じて様々な工夫が必要となる。そうしたことから、一人一人に必要な学習内容と、学習指導要領で示された教えるべき学習内容を、どのように実践の中で関連付けるのかについて検討する必要がある。

特教研B-381では、知的障がいのある児童生徒について、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいという特性から、机上での学習だけではなく、学習内容がより身近で生活と結び付いているという実感が持てるような工夫が必要であり、学習指導要領が示す内容が生活の文脈に現れるよう、具体的な指導内容と結び付けながら授業を展開することが知的障がい教育における授業づくりにおいて重要であることを指摘している。

² 北海道教育委員会（2023）「特別支援教育に関する基本方針（令和5年度～令和9年度）」

³ 国立特別支援教育総合研究所（2017）「【基幹研究】知的障害教育における『育成すべき資質・能力』を踏まえた教育課程編成の在り方」

⁴ 国立特別支援教育総合研究所（2023）「【障害種別特定研究】知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究」

イ 教科別の指導の現状と課題

東京都教育委員会は、「知的障害のある児童・生徒の教育内容の充実に向けて⁵⁾」の中で、知的障害特別支援学校（高等部）での教科別の指導の現状と課題を以下のように示した。

（一部抜粋）

- ・指導内容や教材(教材文・資料等)の選定、単元ごとの時数の設定が担当者の判断に委ねられており、不安が残る。
- ・教科の指導経験が少なく、各単元の具体的な指導内容や教材のイメージがもちにくく、指導計画の作成に苦勞する。
- ・生徒の課題と年齢に応じた適切な教材を用意するのに苦勞する。小学校、中学校で使用される教材を使用する場合には、生徒の生活年齢を考慮して選定、作成するなどの工夫が必要である。

知的障がい者である児童生徒のための各教科等の指導に当たっては、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定することとされているが、ここでは個の実態に応じて内容や単元を設定することの難しさや目標から具体的な指導内容を設定することの難しさが課題として挙げられている。

(5) 本道における授業づくりの現状と課題

道内の知的障がい特別支援学校においては、学習指導案や単元の指導計画の様式を工夫して目標を育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理したり、校内研究で観点別学習状況の評価等をテーマにして研究に取り組んだりするなど、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた様々な取組がなされている。

一方で、当センターで今年度実施した「授業づくりレベルアップ研修講座」において、受講者に授業づくりで課題と感ずることについての意見を求めたところ、受講者が課題と感ずていることについて、「授業の目標が知識及び技能に偏ってしまう。」、「教科の目標と働く力を身に付けるという作業学習の目標が混同している。」、「自分の意見や気持ちを伝えることが苦手な生徒にとって、思考力、判断力、表現力等をどのように指導するかが難しい。」等の意見が挙げられ、資質・能力の育成を意識して授業づくりに取り組んでいるものの、どのように目標や内容を設定するか、どのように学習評価をするか等、具体的な方法について実際の授業レベルに落とし込むことが難しい様子が見られた。

また、提出された学習指導案からは、授業の目標が各教科の目標と一致しておらず、活動の目標が設定されている例や、各教科で示された目標が学習活動と正対していない例が散見された。

このように本道の知的障がい特別支援学校においても、各教科等において育むべき資質・能力を踏まえた授業づくりについて、先行研究等と同様の課題が見られる。

⁵⁾ 東京都教育委員会（2016）「平成 27 年度東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく都立特別支援学校の指導内容充実事業報告書『知的障害のある児童・生徒の教育内容の充実に向けて』」

2 知的障がい教育における授業づくりの改善・充実に向けて

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告⁶の中では、「改訂の趣旨を踏まえ、各特別支援学校においては、各教科等の目標・内容の理解を深め、単元の設定や教材の選定を行い、指導を行う必要がある。」と示し、学習指導要領の着実な実施を求めており、知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせる観点から、「国語、算数・数学、音楽以外の教科についても、各学校における指導の状況や学習者用デジタル教科書の在り方に係る検討の方向性に留意しつつ、著作教科書（知的障害者用）を作成することが必要である。」と示している。

このことは、国の動向を受けて道教委が作成した「特別支援教育に関する基本方針」においても「各教科等において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせることができるよう、障がいの状態等に応じて文部科学省著作教科書等の活用を推進する。」として施策に示されている。

⁶ 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（2021）「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」